

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

岐阜関ヶ原古戦場記念館の入館料の徴収事務の委託 (岐阜関ヶ原古戦場記念館)

ページ
一

号 外 (一) 令 和 二 年 十 月 三 十 日

告 示

岐阜県告示第四百三十二号

岐阜関ヶ原古戦場記念館条例(令和元年岐阜県条例第二十四号)第三条第一項に規定する入館料の徴収事務について、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第五十八条第一項の規定により岐阜市吉野町六一六 パーソルテンブスタッフ株式会社岐阜オフィスに委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和二年十月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日
金曜日)

発 行

(休日
に当
たる
とき
は翌
日)

令 和 二 年 十 月 三 十 日

令和二年十月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社